

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

○ 大麻取締法施行細則を廃止する規則

【規則】

（県例規集登載）

医薬安全課

○ 救急病院の認定

○ 救急病院の申出の撤回

○ 指定障害児通所支援事業者の指定

○ 指定通所支援の事業の廃止の届出

○ 指定居宅サービス事業者の指定

○ 指定居宅サービス事業者等の指定

○ 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出及び指定漁船調査の縦覧

○ 道路の区域変更

【公告】

○ 岡山県医療審議会からの答申

○ 農地を利用する権利の設定に関する裁定

○ 公共測量の実施

○ 公共測量の終了

○ ” ”

○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事

建築指導課

都市計画課

”

”

”

監理課

農村振興課

医療推進課

道路整備課

水産課

”

”

”

指導監査課

医療推進課

○ ” ” ” の完了

” ” ”

◎岡山県規則第一号

大麻取締法施行細則を廃止する規則を次のように定める。

令和七年一月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

大麻取締法施行細則を廃止する規則

大麻取締法施行細則（昭和二十九年岡山県規則第五十七号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和七年三月一日から施行する。

◎岡山県告示第一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院を次のとおり認定した。

令和七年一月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

1 名称

たまの病院

2 所在地

玉野市宇野二丁目一―二〇

二 認定年月日

令和七年一月一日

三 認定の有効期限

令和九年十二月三十一日

◎岡山県告示第二号

次の病院については、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

令和七年一月七日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 病院の名称及び所在地

名称 玉野市民病院

所在地 玉野市宇野二丁目三一

二 撤回の時期

令和六年十二月三十一日

一 病院の名称及び所在地

名称 玉野三井病院

所在地 玉野市玉三丁目二―一

二 撤回の時期

令和六年十二月三十一日

◎岡山県告示第三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和七年一月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

多機能型事業所LaLa

2 所在地

総社市門田一二〇九番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社幸

2 主たる事務所の所在地

高知県高知市大津乙一二二番地七号

三 指定年月日

令和七年一月一日

四 事業所番号

三三五〇八〇〇二二九

五 サービスの種類

児童発達支援、放課後等デイサービス

◎岡山県告示第四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年一月七日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

多機能型事業所LaLa

2 所在地

総社市門田一二〇九番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

一般社団法人KaiKai

2 主たる事務所の所在地

総社市門田一二〇九番地

三 廃止年月日

令和六年十二月三十一日

四 事業所番号

三三五〇八〇〇二〇一

五 サービスの種類

児童発達支援、放課後等デイサービス

◎岡山県告示第五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和七年一月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

きやまヘルパーステーション

2 所在地

岡山県笠岡市山口二九〇五番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社きやまヘルパーステーション

2 所在地

岡山県笠岡市山口二九〇五番地

三 指定年月日

令和六年九月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇五〇一〇四五

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和七年一月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ゆーさぼ訪問看護ステーション

2 所在地

岡山県和気郡和気町田原下二七

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ゆーさぼ

2 所在地

岡山県岡山市中区高屋三〇〇番地九

三 指定年月日

令和七年一月一日

四 介護保険事業所番号

三三六二三九〇〇四三

五 サービスの種類

訪問看護

介護予防訪問看護

◎岡山県告示第七号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和七年一月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 発起人の住所及び氏名
備前市日生町日生一七三九―五 橋本 実
備前市日生町日生三三五八 山口 和也
- 二 加入区
日生
- 三 漁船損害等補償法第十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
日生町漁業協同組合
- 四 縦覧期間
令和七年一月七日から同月二十一日まで
- 五 縦覧場所
岡山県農林水産部水産課

- 一 発起人の住所及び氏名
浅口市寄島町一二二〇二―三 大室 欣久
浅口市寄島町三三二二―七 松崎 憲治
- 二 加入区
寄島
- 三 漁船損害等補償法第十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
寄島町漁業協同組合
- 四 縦覧期間
令和七年一月七日から同月二十一日まで
- 五 縦覧場所
岡山県農林水産部水産課

- 一 発起人の住所及び氏名
笠岡市高島五一四二―二 広瀬 宣久
笠岡市高島五一三九―六 瀧岡 祐大
- 二 加入区
神島
- 三 漁船損害等補償法第十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
笠岡市漁業協同組合
- 四 縦覧期間
令和七年一月七日から同月二十一日まで
- 五 縦覧場所
岡山県農林水産部水産課

令和7年1月7日 岡山県公報 第12665号

◎岡山県告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年一月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 備前牛窓線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
備前市佐山字打米田二八一一番地先から 備前市佐山字北池田一〇七番二地先まで	新	五・八 二二・七	一九八二・〇
備前市佐山字打米田二八一一番地先から 備前市佐山字窪田三八一六番地先を経て 備前市佐山字北池田一〇七番二地先まで	新	一一・五 四〇・〇	二二〇〇・〇
備前市佐山字打米田二八一一番地先から 備前市佐山字北池田一〇七番二地先まで	旧	五・八 二二・七	一九八二・〇

〔一〕岡山県医療審議会から次のとおり答申があった。
令和七年一月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 諮問年月日

令和六年十二月二十日

二 答申を受けた年月日

令和六年十二月二十四日

三 諮問及び答申の事項

救急病院等の新規認定について（たまの病院）

四 その他

答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室、岡山県備前県民局、岡山県備中県民局及び岡山県美作県民局において閲覧することができる。

令和7年1月7日 岡山県公報 第12665号

〔二〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定する裁定をした。

令和七年一月七日

一 農地の所在等

岡山県知事 伊原木 隆 太

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
津山市吉見九四一番一	田	七〇九
津山市吉見九四一番二	田	三六
津山市吉見九四二番	田	八三
津山市吉見九四三番一	田	四六四
津山市吉見九四四番一	田	二四五
津山市吉見九六〇番	田	九七九

二 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
田として利用	令和七年二月一日	権利の始期から令和十二年一月三十一日まで	一一、五八〇円

三 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）
理事長 森下 慎

岡山市中区古京町一丁目七番三六号

四 農地の所有者等の情報

名義人は死亡しており、その所有者が確知できない状態となっている。

五 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに岡山地方務局津山支局に補償金を供託する。

(三) 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年一月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市浦田地内	測量区域
公共測量（基準点測量等）	測量の種類
令和六年十二月二十日から 令和七年三月十四日まで	測量期間

〔四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年一月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

吉川 加賀郡吉備中央町 地内	測 量 区 域
公共測量（三級基準点測量）	測 量 の 種 類
令和六年十二月二十日	終 了 年 月 日

〔五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年一月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市粒江、藤戸町藤戸及び藤戸町天城地内	測量区域
公共測量（基準点測量及び路線測量等）	測量の種類
令和六年十二月二十日	終了年月日

〔六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年一月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	高梁市成羽町吹屋 地内
測量の種類	公共測量（路線測量及び現地測量）
終了年月日	令和六年十二月二十日

〔七〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により真庭市から真庭都市計画下水道についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和七年一月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

真庭都市計画下水道

二 都市計画の変更年月日

令和六年十二月十三日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、真庭市建設部上下水道課において縦覧に供する。

〔八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年一月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

真庭市下湯原字井手ノ上二二二番二、字与四郎田二二三番二、字荒神田二二四番

二、字西ノ原二二八番一、二二八番二、二二九番一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

真庭市下湯原一二五―三

One株式会社

代表取締役 太田 摩紀

三 許可年月日及び許可番号

令和六年八月九日岡山県指令建指第二〇七号

〔九〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年一月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字山川下三五四五番二、三五四五番八、三五四五番一〇、三五四五番一五、三五四五番一一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市南区大福二八九番地四 L i n o 三〇三〇一号室

青木 和彦

青木 優佳

三 許可年月日及び許可番号

令和六年九月三十日岡山県指令建指第二七〇号

〔一〇〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年一月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字山川下三五四五番三、三五四五番一八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市中区浜四五〇番地一グラウンドオーシャンB棟二〇三

秋田 翔

秋田実祐季

三 許可年月日及び許可番号

令和六年九月三十日岡山県指令建指第二六八号

〔一〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年一月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字穴田一五〇番一、字宝ノ給一二五番一、一二五番五、一二八番一〇、一二八番一一、一三六番一、一三六番九、一二五番一地先道、一二五番一地先水路

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市金井戸一五〇番地一

医療法人行堂会

理事長 長野 仁

三 許可年月日及び許可番号

令和六年九月二十六日岡山県指令建指第二六二号